



厚生労働省福島労働局発表  
平成26年7月2日

担  
当

福島労働局労働基準部賃金室  
賃金室長 近藤正道  
賃金指導官 木戸孝良  
電話024-536-4604

## 福島県最低賃金の改正を諮問

— 現行の時間額675円の改正を調査・審議 —

福島労働局長（引地睦夫）は、福島地方最低賃金審議会（会長 箱木禮子）に対し、福島県最低賃金（現行時間額675円）の改正を諮問します。

同審議会の開催日時は次のとおりです。

日時 平成26年7月3日（木）13：30～

場所 福島合同庁舎3階共用会議室（福島市霞町1-46）

※ 会議は公開。諮問の際の写真撮影可

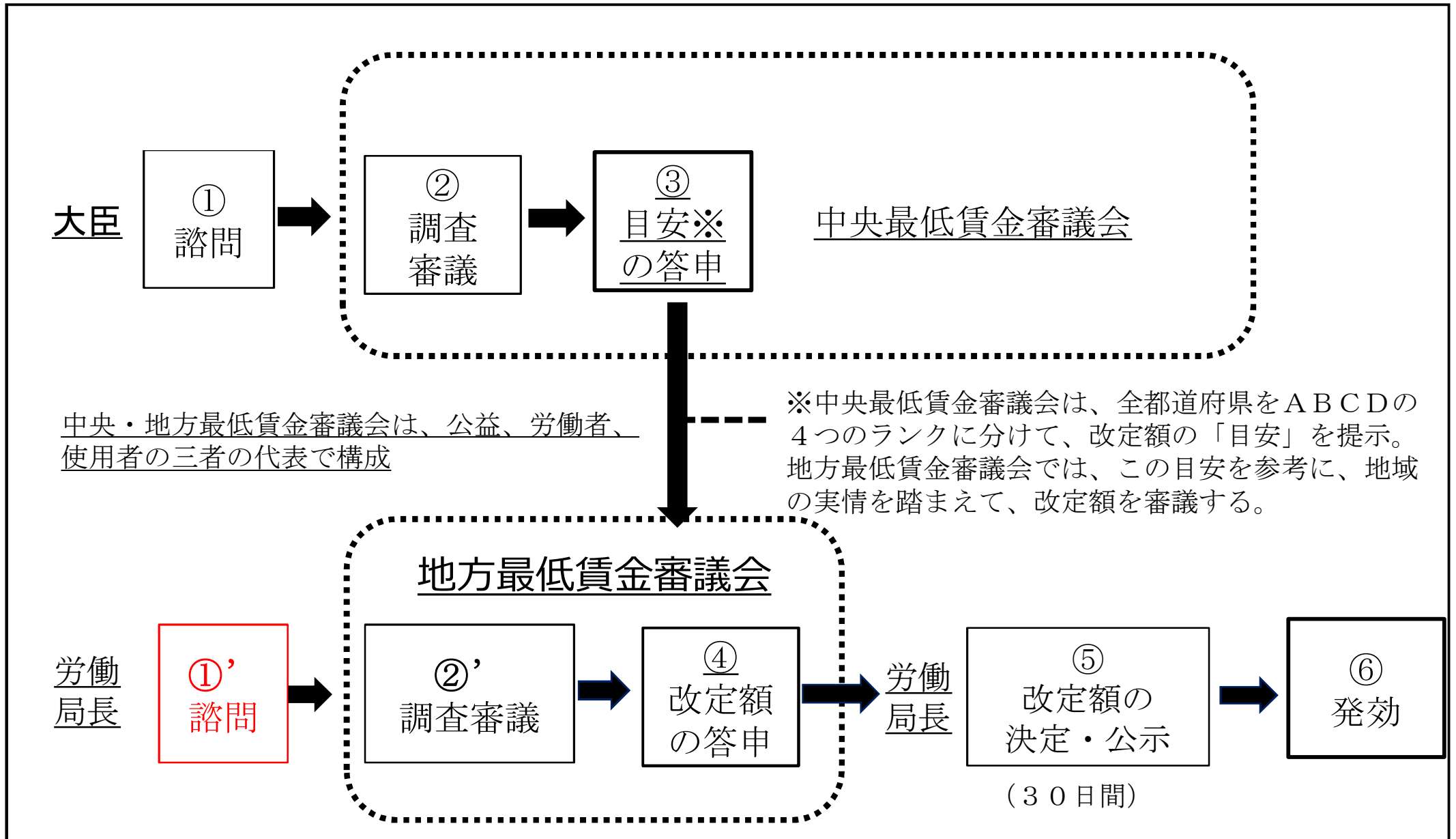
※ 福島地方最低賃金審議会は、労働局長の諮問を受けて、最低賃金改正の調査・審議を行った後、労働局長に改定額について答申します。

その後、労働局長の決定・公示を経て改定された最低賃金が発効します。（別添参照）

# 地域別最低賃金の改正の手順

別添

以下の手順を経て、都道府県労働局長が地方最低賃金審議会の答申を踏まえて改定。



## 福島県最低賃金について

- 1 福島県最低賃金は、県内で働くすべての労働者に適用される最低賃金です。
- 2 現行は時間額 675 円（効力発生日 平成 25 年 10 月 6 日）です。  
福島県最低賃金の金額の推移は表 1 のとおりです。
- 3 厚生労働省の中央最低賃金審議会は、各都道府県を①所得・消費②給与③企業経営に関する指標により、A から D の 4 ランクに区分けし、このランクごとに地方の最低賃金の改正額の目安となる引上げ額を示しています。福島県は D ランクであり現行の時間額 675 円は全国 31 位となっています。（表 2）
- 4 福島地方最低賃金審議会委員は表 3 のとおりです。

表 1 福島県最低賃金の金額の推移

年度	時間額（円）	引上げ額（円）	引上げ率（%）	発効日
平成 21	644	3	0.5	平成 21.10.18
22	657	13	2.0	22.10.24
23	658	1	0.2	23.11.2
24	664	6	0.9	24.10.1
25	675	11	1.7	25.10.6

表2 全国の最低賃金（現行）

目安ランク	都道府県名	最低賃金額
A	東京	869
A	神奈川	868
A	大阪	819
A	愛知	780
A	千葉	777
B	埼玉	785
B	京都	773
B	兵庫	761
B	静岡	749
B	三重	737
B	広島	733
B	滋賀	730
B	栃木	718
B	茨城	713
B	長野	713
B	富山	712
C	北海道	734
C	岐阜	724
C	福岡	712
C	奈良	710
C	群馬	707
C	山梨	706
C	石川	704
C	岡山	703
C	福井	701
C	和歌山	701
C	山口	701
C	新潟	701
C	宮城	696
C	香川	686
<b>D</b>	<b>福島</b>	<b>675</b>
D	徳島	666
D	愛媛	666
D	青森	665
D	秋田	665
D	岩手	665
D	山形	665
D	鹿児島	665
D	鳥取	664
D	佐賀	664
D	長崎	664
D	熊本	664
D	大分	664
D	宮崎	664
D	沖縄	664
D	島根	664
D	高知	664

表3 福島地方最低賃金審議会委員

	(会長 箱木 禮子)		(五十音順)
	氏 名	現	職
公益を代表 する委員	貴田岡 信	福島大学経済経営学類准教授	
	鈴木 和郎	公認会計士	
	箱木 禮子	福島大学名誉教授	
	藤野 美都子	福島県立医科大学医学部教授	
	楨 裕康	弁護士	
労働者を代 表する委員	稲月 美弥子	ライフフーズ労働組合副書記長	
	遠藤 徳雄	日本労働組合総連合会福島県連合会組織対策部次長	
	大竹 初夫	JAM南東北書記長	
	加藤 光一	東北電力労働組合本部特別執行委員	
	萩原 善徳	自動車総連福島地方協議会副議長	
使用者を代 表する委員	阿久津 文作	福島県商工会連合会専務理事	
	石井 浩	福島県商工会議所連合会常任幹事	
	佐藤 卓也	福島県経営者協会連合会理事	
	渋谷 順子	渋谷レックス株式会社 代表取締役	
	鈴木 義仁	福島県中小企業団体中央会副会長兼専務理事	